

沿岸広域振興局長告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年10月13日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1（1）路線名 鵜住居停車場線
 - （2）供用開始の区間 釜石市鵜住居町二丁目7番地先から712番地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和2年10月13日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和2年10月13日から同年11月13日まで
- 2（1）路線名 吉里吉里釜石線
 - （2）供用開始の区間 上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番12地先から153番102地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和2年10月13日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和2年10月13日から同年11月13日まで